



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第936号 令和8年4月14日発行

目次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
203	特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定した件	管財課
204	特定調達契約について一般競争入札に付する件	税務課
205	指定居宅サービス事業者を指定した件	長寿いきがい課
206	指定介護予防サービス事業者を指定した件	同
207	都市計画の図書の写しの送付を受けた件	都市計画課 まちづくり室
208	包括外部監査契約を締結した件	監査事務局

徳島県告示第203号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成8年徳島県規則第22号）第1条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により次のとおり公示する。

令和8年4月14日

徳島県知事 後藤 田 正 純

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
令和8年度徳島県公用車56台（リース）
- 2 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県企画総務部管財課
徳島市万代町一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
令和8年3月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
阿波銀リース株式会社
徳島市かちどき橋一丁目7番地
- 5 落札金額
137,459,784円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和8年2月3日

徳島県告示第204号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成8年徳島県規則第22号）第1条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年4月14日

徳島県知事 後藤 田 正 純

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
県税システム運用保守業務 一式
- (2) 業務の内容等
県税システム運用保守業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (3) 業務委託期間
契約締結の日から令和13年12月31日まで
- (4) 業務の実施場所
徳島県本庁舎、徳島県県税局等及び本県が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、(1)から(7)までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査により入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると認められた者であること。
- (3) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札に係る入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）の交付を受けた者であること。
- (5) 徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札参加資格の審査の申請手続に関する事項

- (1) 入札参加資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）に必要書類を添付して、(2)のアに掲げる受領期限までに(2)のイに掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、受領期限までに申請を行った場合でも、審査申請書等に不備があるときは、

この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

(2) 審査申請書等の受領期限及び提出場所

ア 受領期限

令和8年5月15日（金曜日）午後5時まで

イ 提出場所

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県企画総務部管財課調度担当（電話 088-621-2067）

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所並びに入札説明書等及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県企画総務部税務課県税システム担当

電話 088-621-2077

ファクシミリ 088-621-2892

電子メール zeimuka@pref.tokushima.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付期間

令和8年4月14日（火曜日）から同年5月15日（金曜日）午後5時まで

(3) 入札説明書等の交付方法

徳島県ホームページにおいて無償で交付する。

5 入札に参加する者に求められる事項等

(1) 入札に参加しようとする者は、入札しようとする特定役務の仕様が、仕様書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を、県の指定する様式により、(2)のアに掲げる受領期限までに(2)のイに掲げる提出場所へ提出しなければならない。また、提出した応札仕様書等に関し県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断され「適合」とされた応札仕様書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。

(2) 応札仕様書等の受領期限、提出場所及び提出方法

ア 受領期限

令和8年5月15日（金曜日）午後5時

イ 提出場所

郵便番号 770-8570

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県企画総務部税務課県税システム担当

ウ 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

6 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 日時

令和8年6月4日（木曜日）午後2時

イ 場所

徳島市万代町一丁目1番地
徳島県庁本庁舎9階 906会議室

ウ 直接持参又は郵送（郵送による場合は、封筒の表面に「県税システム運用保守業務委託に係る入札書在中」と朱書の上、書留郵便により、(2)のアに掲げる受領期限までに必着のこと。）

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

ア 受領期限

令和8年6月3日（水曜日）午後5時

イ 宛先

郵便番号 770-8570
徳島市万代町一丁目1番地
徳島県企画総務部税務課県税システム担当

(3) 入札方法

入札金額は、仕様書に記載した各種費用を積算の上、総額を記載すること。代金の見積りに当たっては、仕様書に記載した条件を満たすために要する経費一切を含めた金額を見積もるものとする。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

ア 2に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であって封筒の表面に「県税システム運用保守業務委託に係る入札書在中」と朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

ウ 記名のない入札

エ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

オ 同一事項に対してした2通以上の入札

カ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

キ 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札

ク その他入札に関する条件に違反した入札

(6) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、5によりこの公告及び仕様書に示した特定役務の提供について証明した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、

直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(9) その他

詳細は、入札説明書等による。

7 Summary

(1) Nature and Quantity of the Services to be Required

Maintenance and operation of the prefectural tax system, 1 set

(2) Time Limit of Tender

2:00 p.m. on June 4, 2026

(3) For further information, please send all enquiries to the following address.

Prefectural Tax System Section, Taxation Division,

Planning and General Affairs Department,

Tokushima Prefectural Government Office.

1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570

Phone: 088-621-2077

徳島県告示第205号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した。

令和8年4月14日

徳島県知事 後藤 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
合同会社といふーの手	板野郡藍住町矢上字春日3番地3 キャロン・エスポワール106号室	ケアサービスといふーの手	板野郡藍住町矢上字春日3番地3 キャロン・エスポワール106号室	訪問介護	令和8年4月1日
合同会社宙ノ彩	名西郡石井町高原字東高原548番地2	ヘルパーステーション 晴ノ宙	名西郡石井町浦庄字国実658-1 202	同	同
合同会社恵サポート	徳島市国府町日開147番地の2	ヘルパーステーション つむぎ	徳島市国府町府中242-9 テリトリ-7 8号室	同	同
株式会社ともに	美馬市脇町大字猪尻字庄19番地2	訪問看護ステーションつなぐ	美馬市脇町大字猪尻字庄19番地2	訪問看護	同
ケアプロ在宅医療株式会社	東京都中野区中央四丁目25番14号中央ハウスA2	ケアプロ訪問看護ステーション徳島 阿波ステーション	阿波市市場町香美西野神182-5	同	同
合同会社岡部work	徳島市川内町加賀須野454-3 林マンション1F-T2	訪問看護ステーションスターチス	徳島市北矢三町三丁目1-77 マイム21 106	同	同

医療法人イツモスマイル	阿南市富岡町今福寺73番地の3	訪問リハビリテーション中井医院	同 南二軒屋町一丁目2番8号	訪問リハビリテーション	同
有限会社竹重勸弘堂	鳴門市撫養町斎田字大堤63番地10	たけ調剤薬局 吉永店	鳴門市大津町吉永字四番越470-7	居宅療養管理指導	同
那賀町の次代を拓く株式会社	那賀郡那賀町百合字石橋 500番地3	那賀町の次代を拓くデイサービスセンター	徳島市南二軒屋町1-2-55	通所介護	同
株式会社K-ライズ	徳島市川内町鶴島192番地16	デイサービスセンターたなごころ	鳴門市撫養町斎田字西発47番地10	同	同

徳島県告示第206号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。
令和8年4月14日

徳島県知事 後藤 正 純

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
株式会社ともに	美馬市脇町大字猪尻字庄19番地2	訪問看護ステーションつなぐ	美馬市脇町大字猪尻字庄19番地2	介護予防訪問看護	令和8年4月1日
ケアプロ在宅医療株式会社	東京都中野区中央四丁目25番14号中央ハウスA2	ケアプロ訪問看護ステーション徳島 阿波ステーション	阿波市市場町香美西野神 182-5	同	同
合同会社岡部work	徳島市川内町加賀須野454-3林マンション1F-T2	訪問看護ステーションスターチス	徳島市北矢三町三丁目1-77 マイム21 106	同	同
医療法人イツモスマイル	阿南市富岡町今福寺73番地の3	訪問リハビリテーション中井医院	同 南二軒屋町一丁目2番8号	介護予防訪問リハビリテーション	同
有限会社竹重勸弘堂	鳴門市撫養町斎田字大堤63番地10	たけ調剤薬局 吉永店	鳴門市大津町吉永字四番越470-7	介護予防居宅療養管理指導	同

徳島県告示第207号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年4月14日

徳島県知事 後藤 田 正 純

- 1 都市計画の種類及び名称
徳島東部都市計画地区計画 立江・大林地区地区計画
- 2 縦覧場所
徳島県県土整備部都市計画課まちづくり室

徳島県告示第208号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき包括外部監査契約を締結したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月14日

徳島県知事 後藤 田 正 純

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
令和8年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額と執務費用及び実費の額とを合算する。
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 生長 拓也
住所 徳島市福島一丁目7番13—5—504号
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告提出後に一括払とする。ただし、必要があると認めるときは、概算払をすることができる。